

寄附金の税額控除の対象となる『条例指定制度』の概要

地方自治体独自の基準に基づき、個人住民税の寄附金控除となるNPO法人を条例で指定する制度。条例で指定されると、**認定NPO法人になるための要件のうち、PST基準（寄附の要件）をクリアしたものとされる**ため、円滑に認定NPO法人へ移行することができます。

○ 京都市では・・・

市民活動を市民が支えていく社会を目指して

- ・ 「寄附を通じた市民の社会参加」と「寄附を財源としたNPO法人の活動」を促進し、
- ・ 広く市民から寄附が集めやすくなる「認定NPO法人への移行」の促進を図るため、

⇒ 京都府と協調して制度を創設（H24.11.1）

府・市が同じ基準で運用し、事前相談や申請の受付、審査なども合同で実施

○ 指定基準の概要

運 営 要 件	1 京都市内に事務所を有していること。
	2 特定非営利活動法人として、申出の日が属する事業年度の直前に終了した事業年度の末日からさかのぼって2年以上継続して特定非営利活動を行っていること。
	3 法人に関する情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公開していること。 (1) 名称／代表者名／主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (2) 電話番号 (3) 設立の年月日 (4) 定款／事業報告書／活動（収支）計算書／貸借対照表／財産目録
	4 寄附金を充当する予定の特定非営利活動を実施することができる運営組織を有すること。 (1) 活動を行うことについて、定款に定める手続を経て意思決定が行われていること <確認書類> ・ 予算や事業計画等に関して、総会・理事会等の定款で定めた議決を経ているか等を確認 ⇒ 総会、理事会の議事録等を確認 (2) 活動を行うことができる体制を有していること <確認書類> ・ 「寄附者に対する責任」という観点から、寄附金を充当して実施する事業を遂行できる体制があるか、無計画に実施されることがないか等を確認 ⇒ 組織体制図を確認
	5 パブリック・サポート・テスト基準（PST基準）以外の認定NPO法人の認定要件に適合すること。

<実績判定期間>

申出の日が属する事業年度の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間

（3月末決算法人で1事業年度が1年間の場合）

26年4月1日 → 27年4月1日 → 28年3月31日 → 28年12月

27年度末

申出日

⇒ 26年4月1日～28年3月31日（26年度、27年度）が実績判定期間

公 益 要 件	1 特定非営利活動の規模について、次に掲げる基準の<u>いずれかに</u>適合すること。（実績判定期間中の平均） (1) 特定非営利活動に係る事業費が年間150万円以上 (2) 年間の会員※が50人以上 ※ 定款に定める会員のうち次の①～③のいずれかに該当する会員（利用会員は除く。） ① 定款で定める会議（総会、企画委員会等）に参加している ② 定款で定める会費又は定款で定める手続により定める会費を支出している ③ 法人が行う特定非営利活動に係る事業に参加している
	2 特定非営利活動の市民等からの支援の実績として、次に掲げる基準の<u>いずれかに</u>適合すること。（実績判定期間中の平均） (1) 年間の寄附者が50人以上かつ年間の寄附金収入が15万円以上 ＜寄附者・寄附金について＞ ・氏名、住所が明らかな寄附金のみカウント ・役員、役員と生計を一にする者からの寄附は対象外 ・1事業年度に同一者が複数回寄附しても、1人としてカウント（金額は合算） ・寄附者と生計を一にする他の者が寄附した場合でも、1人としてカウント（金額は合算） ・カウントできる寄附金の下限額の設定はなし（認定の絶対値基準は3,000円以上（下限額）の寄附のみカウント） ⇒寄附者名簿を作成していただき、確認 (2) 年間の無償で労力の提供を受けて特定非営利活動を行った時間数が200時間以上 ＜無償ボランティアについて＞ ・氏名、住所が明らかな者のみカウント ・役員、役員と生計を一にする者は対象外 ・交通費等を支払っていても実費相当であれば対象 ⇒無償ボランティア名簿を作成していただき、確認
	3 活動が地域社会の課題の解決に役立つものであること。 ＜審査委員会で総合的に判断＞ ・社会的な課題を取り扱っているか ・一過性の事業ではないか ・参加者が特定の者に限定されていないか など
	4 活動が地縁団体等（自治会、国・地方自治体、NPO法人、学校法人、商工会議所など）と連携（協働実施、補助、委託、助成）して行われ、又は地縁団体等から支持（表彰、推薦）されたものであること。 ＜確認書類＞ ※実績判定期間中に1つでも対象となる実績があれば基準はクリア ・委託契約書、補助金交付決定書など
	5 寄附金を充当する予定の特定非営利活動が、市内において5年以上継続的に行われる見込みであること。 ＜審査委員会で総合的に判断＞ ・今後5年間の収支計画書、人員体制を示す資料など
	6 特定非営利活動に係る学識経験者等による外部評価を受けることにより、活動の内容を改善する仕組みを有すること。 ＜確認書類＞ ・評価結果、評価を受けていない場合は評価を受ける予定であることを示す書類（評価の依頼書、承諾書等） ・役員、役員の親族、法人の活動により直接の利益を受ける者等（正会員など）は対象外